

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規則 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	四五
○ 告示 土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件	四五
○ 公告 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	四五
○ 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	四五
○ 一般競争入札を行う件	四五
福島県公安委員会	四五
○ 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	四五
○ 福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	四五
福島海区漁業調整委員会	四五
○ 福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程	四五
正 誤	四五
○ 平成十九年七月三十一日付け定例第千八百九十七号中	四五
○ 平成二十九年八月一日付け定例第千九百二十一号中	四五
○ 平成二十九年八月十五日付け定例第千九百二十五号中	四五

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年八月十八日

福島県規則第五十八号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和二十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一株式会社東邦銀行八山田支店の項中「郡山市富田町」を「郡山市富田東」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年八月十九日から施行する。

（出納総務課）

福島県知事 内 堀 雅 雄

告 示

福島県告示第五百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、須賀川市から県中都市計画事業山寺土地区画整理事業について換地処分した旨の届出があった。

平成二十九年八月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（まちづくり推進課）

公 告

公告第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市から
いわき都市計画一団地の住宅施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次
のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第181号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年 8 月18日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 マシニングセンター 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月16日（金）
- (4) 納入場所 福島県立郡山北工業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年9月14日

(木) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年8月18日(金)から同年9月14日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年8月28日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年9月29日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月28日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Machining Center 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 29 September 2017

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 28 September 2017

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8月18日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第10号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1郡山警察署の部開成山交番の項中「字桑野北町」の次に「、字亀田西」を加え、「、字亀田西」を削り、「字廻淵」を「字上西田、字廻淵、字雁沢」に改め、「、字上西田」を削り、「字土手」の次に「、字東竹ヶ原」を、「字張股」の次に「、字荒久」を加え、「、字弥八池北、字荒久、字東竹ヶ原」を「及び字弥八池北」に改め、同表郡山北警察署の部富久山交番の項中「八山田七丁目」の次に「、八山田西一丁目及び八山田西五丁目」を加え、同部富田交番の項中「名郷田二丁目」の次に「、富田東一丁目、富田東二丁目、富田東三丁目、富田東四丁目、富田東五丁目及び富田東六丁目」を加える。

別表第2郡山北警察署の部片平駐在所の項中「片平町」を「中ノ目一丁目、片平町」に、「待池台二丁目」を「及び待池台二丁目」に改め、同表猪苗代警察署の部裏磐梯駐在所の項中「字曾原山」を「字曾原山」に、「、字秋元原、耶麻郡猪苗代町のうち字山の神原、大字若宮」を「及び字秋元原並びに耶麻郡猪苗代町のうち字山の神原及び大字若宮」に改める。

別表第3田村警察署の項中「中妻駐在所」を「三春岩江駐在所」に改める。

附 則

この規則は、平成29年8月19日から施行する。ただし、別表第1郡山警察署の部開成山交番の項の改正規定、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

（警 務 課）

福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここ

に公布する。

平成 29 年 8 月 18 日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第 1 1 号

福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（平成 29 年福島県条例第 56 号）の施行期日は、平成 29 年 8 月 19 日とする。

（警 務 課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第三号

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年八月十八日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻芳弘

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成 27 年福島海区漁業調整委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その二）中

心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態・病歴	<input type="checkbox"/> 障害
	<input type="checkbox"/> 性格	<input type="checkbox"/> その他（
家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻歴
	<input type="checkbox"/> その他（	

家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻歴
	<input type="checkbox"/> その他（	

思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想・信条	<input type="checkbox"/> 宗教
	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（収集する理由：	

要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 社
	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴	<input type="checkbox"/> 犯
	<input type="checkbox"/> 心身の機能障害	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果	
	<input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤		
	<input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続		

身体状況・能力)

家庭の状況

家庭の状況

報 ())

さ

□少年の保護事件に関する手続
(収集する理由：)

会的身分
罪被害の事実

に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十九年八月十八日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程様式第一号(その二)による用紙は、当分の間、使用することができる。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年七月三十一日付け定例第千八百九十七号中

五六五	上	六	満水田六八番二	逆池下一番一五
-----	---	---	---------	---------

○平成二十九年八月一日付け定例第二千九百二十一号中

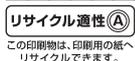
四三〇	下	一九	伊達市建設部高速道路推進室	伊達市建設部高速道路推進課
-----	---	----	---------------	---------------

○平成二十九年八月十五日付け定例第二千九百二十五号中

四四八	後ろか ら八	(ア) 一級土木施工管理技士又は技術士	(ア) 主任技術者にあつては、 一級土木施工管理技士又は技 術士
四四九	一〇	(ア) 一級土木施工管理技士又は	(ア) 主任技術者にあつては、

は技術士

一級土木施工管理技士又は技
術士



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第 一 印 刷